

平成29年度無線従事者資格取得者の募集（1月選考）

総務省関東総合通信局では、情報通信を活用した地域の活性化促進、携帯電話などの電気通信事業者やテレビやラジオの放送事業者の管理・監督、各種無線局の許認可、検査、電波利用環境の保護など国民誰もが利用できる安心・安全な情報通信社会の実現に向け、日々、業務に励んでいます。

電波は限られた国民共有の資源です。電波を利用した各種の情報通信基盤は、現在の国民生活や社会経済活動に不可欠なものとなっており、その重要性はますます増大しています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた取組も本格化します。

一方で、不法無線局や電子機器から発射又は漏洩する電波による障害も増加しており、関東総合通信局では電波監視によって、ルールを守らない不法電波や混信を排除するなど電波利用環境の維持・整備に努めています。

こうした中、無線従事者資格を有し、無線に係る知見をこれらの業務に生かして仕事をしてみたいとする意欲ある方を採用するため以下のとおり職員を募集します。

【募集要領】

1. 採用条件

第1級陸上無線技術士または第1級総合無線通信士の資格を有していること。（原則として35歳まで）

2. 採用時期及び採用予定数：平成30年4月1日 若干名

3. 申し込み手続き

平成30年1月5日（必着）までに市販の履歴書（写真添付）、所持するすべての無線従事者免許証の写し（免許証交付申請中の場合は、合格通知の写し）を下記まで送付願います。（詳細は、下記まで問い合わせ願います。）

4. 採用方法

履歴書による書類選考の上、平成30年2月1日（木）に関東総合通信局（東京都千代田区九段南1-2-1）において、局の業務説明後、第一次試験（基礎能力試験及び作文試験）を実施します。第一次試験合格者は後日、第二次試験（面接試験：2月15日（木）実施予定。詳細は別途連絡します）を実施し、採用を決定します。

5. 給与等：国家公務員給与法等に基づく

6. 書類提出先及び問い合わせ先

総務省関東総合通信局総務部総務課人事係

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

電話：03-6238-1625

7. この試験を受けられない者

- ①日本の国籍を有しない者
- ②国家公務員法第38条の規程により国家公務員となることができない者
 - ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他の執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者